

# ひとり親家庭支援事業の一部が変更になりました

問合せ こども相談センター ☎72・3195

教育訓練給付の受給資格を有していない方へ指定講座の受講料をサポートします。

## 母子家庭等 自立支援 教育訓練 給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親家庭の親が就業するために教育訓練対象の指定講座を受講し修了した場合に、本人が支払った受講料の6割を給付します(上限は20万円で、1万2千円を超えない場合は支給の対象にはなりません)。

※所得・課税状況などにより制度の利用ができない場合がありますので、講座受講前にご相談ください

**変更ポイント** 支給額が2割から6割に変更になりました。

看護師や介護福祉士などの資格取得を目指す方への給付制度です。

## 母子家庭等 高等職業訓練 促進給付金 等事業

ひとり親家庭の親が就業のために給付対象の資格取得を目的に養成機関で1年以上修業する場合、生活費の負担を軽減するための給付金制度です。

※支給期間は修業する期間上限を3年とし、所得・課税状況などにより給付金額の違いや制度を利用できない場合がありますので、養成機関修業開始前にご相談ください

**変更ポイント** 支給期間が2年から3年に、修業期間上限が2年以上から1年以上に変更になりました。

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す方へ対策講座の受講料をサポートします。

## ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退など)ひとり親家庭の親(20歳未満を扶養)とその子(20歳未満)が、よりよい条件の就業や転職を目指し、高等学校卒業程度認定試験合格のため対策講座を受講し修了した場合、本人が支払った受講料の2割を(上限は10万円で、4千円を超えない場合は支給の対象にはなりません)、合格時には4割(修了支給額と併せて上限15万円)を支給します。

※申請から給付までの期間制限や所得状況などで制度の利用ができない場合がありますので、受講前にご相談ください

**変更ポイント** 対象者がひとり親家庭の親と、その子どもも含まれました。

いしかりには、子ども・若者やその家族が相談できる場所があります

## 子どもや若者の社会的自立をサポート 相談室 セジュール・まるしえ



まるしえはこんなことをしています

- ①相談…… 本人や家族、そのほかの機関(学校など)からの相談を受けています。学校のこと、家族のこと、将来のこと、進路のこと、自分の気持ちの整理など、さまざまな相談に応じます。
- ②グループ支援…… 本人が家以外に過ごせる居場所としてグループ活動を行っています。3～4人程度の少人数で活動しています。また、まるしえでは秋以降に喫茶店を開店する予定です。働く練習をするグループでは喫茶業務や庭仕事などをしながら働くための力をつけていきます。

興味のある方は見学だけでも、まずはお気軽にご連絡ください! 電話予約制。

場所 花川北3・3・1 ☎77・5763 ※平日10時30分～17時30分 ✉sejour@germer-marche.jp



**ワクチン接種後の健康被害でお悩みの方へ 相談窓口のご案内**

子宮頸がん予防ワクチンの接種後に、原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれ、脱力などの症状はありませんか？

同ワクチンの接種直後から、あるいは遅れて接種部位や接種部位と異なる部位の持続的な痛み、倦怠感、運動障害、記憶など認知機能の異常、そのほかの体調変化などの症例が報告されています。 ※現在、国では接種を積極的におすすめしていません

現在もこのような症状でお悩みの方、気になる症状がありましたら、まずは接種医、かかりつけ医にご相談ください(接種から症状出現までは個人差があります)。また、次のようなことでお悩みの方は以下の窓口または保健推進課へご相談ください。

- 医療面の悩み……最寄りの医療機関に受診したが原因不明と言われ、どこの医療機関を受診したら良いかわからない。
- 経済面の悩み……度重なる受診で医療費がかかる。副反応で障害が生じ、交通費などの負担が大きくなった。
- 修学面の悩み……体調不良で学校に行けない。学校や友達が副反応で体調が悪いことを理解してくれない。
- そのほかの悩み……日常生活が以前のように送れなくなった。将来の生活に対する不安など。

北海道の相談窓口	健康安全局地域保健課 ☎011・204・5253
	教育庁学校教育局健康・体育課 ☎011・204・5752
専門的な治療を行う医療機関	札幌医科大学附属病院(リハビリテーション科) ☎011・611・2111(内線3132)
	北海道大学病院(HPVワクチン副反応支援センター) ☎011・706・6037
子宮頸がん予防ワクチンなどの感染症・予防接種相談窓口	☎0422・70・1485 ※平日9時～17時

**救済制度があります**

**①平成25年3月31日までに接種を終了した方**

ワクチン接種後に何らかの症状が生じ、接種との関連性が認定されると医療費・医療手当が支給される場合があります。

認定を受けるためには「独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)」に請求する必要がありますが、支給対象となるのは、請求した日からさかのぼって5年以内に受けた医療に限られています。お心当たりのある方は、至急、具体的な請求方法などについて以下の相談窓口にお問い合わせください。

**相談窓口** ☎0120・149・931 ☎03・3506・9411(有料)  
**受付時間** 平日9時～17時

◎すでに申請している方で審査結果をまだ受けていない方は、市の支援制度がありますので保健推進課までご相談ください。

**②平成25年4月以降に接種している方**

ワクチン接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、法に基づく補償を受けることができます。また、副反応はワクチン接種が原因ではなく、偶然ワクチン接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。このため予防接種後健康被害救済制度ではワクチンによるものかどうかを個別に審査し、ワクチン接種による健康被害と認められた場合に給付されます。

国の予防接種後健康被害救済制度への申請に関するお問い合わせは保健推進課までご相談ください。

市が実施する「子宮頸がん予防ワクチン」を  
接種した方(保護者様)へ